

新基本構想の策定に向けた取組について

以下のとおり新たな基本構想の策定に向けた取組を進めることとしましたので報告します。

1 基本的な考え方

杉並区基本構想（10年ビジョン）の期間設定については、平成24年度から令和3年度までの10年間とし、その実現を図るため、総合計画及び実行計画等を策定し、その後必要な改定を行い様々な取組を進めてきたところである。

令和3年度をもって現基本構想が終期を迎えることを踏まえ、この間の取組実績や区を取り巻く社会経済状況等の著しい変化を見据えつつ、来るべき区政100周年も視野に入れ杉並区の将来像及び区政の進むべき方向性を新たに示す必要がある。

このことから、令和4年度を始期とする新たな基本構想（以下「新基本構想」という。）を策定する。

2 策定の進め方

(1)（仮称）杉並区基本構想審議会の設置

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、区長の諮問に応じて新基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する「（仮称）杉並区基本構想審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。（学識経験者、公募区民、関係団体推薦者、区議会議員40名程度で構成する。）

審議会に、必要に応じ特定の分野における調査審議を行う「部会」を設置することができるものとする。

(2) 庁内検討体制

① 庁内検討組織の設置

新基本構想の策定に関する調査・研究、審議会との庁内連携を円滑に図るため区長を座長とし、副区長、教育長、杉並区組織条例第3条に定める部の長等で構成する「（仮称）杉並区基本構想策定推進会議」を設置する。

② 職員参画

庁内イントラネットを活用し、職員に情報提供を行うとともに、アンケートの実施等により職員の参画を図る。

(3) 区民等意見反映のための方策

新基本構想の策定に区民等の意見を幅広く反映させるため、区民アンケート、ワークショップ形式の区民懇談会等の実施、区政モニターを活用するほか、区公式HPやSNSを活用した情報発信を行い、意見を募る。

また、関係団体への意見聴取、区民等意見提出手続を実施する。

3 新たな総合計画・実行計画の策定等

審議会による新基本構想答申を踏まえ、令和4年度を始期とする新たな総合計画及び実行計画等を策定する。これらの計画については、別途策定方針を定めることとする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月	(仮称) 杉並区基本構想審議会条例案の提出
令和2年度	審議会の設置、調査・審議開始
令和3年度	審議会答申、答申を受け「新基本構想」(議案)を提出 新総合計画等の策定
令和4年度	新基本構想、新総合計画等に基づく取組開始